

大泉町都市計画の提案に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定による都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提出図書)

第2条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の4第1項の規定による提案書は、都市計画提案書（別記様式第1号）によるものとする。

2 省令第13条の4第1項第1号に規定する都市計画の素案は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画の素案（別記様式第2号）
- (2) 当該計画提案に係る都市計画を定める区域に係る図面で、次に掲げるもの
 - ア 位置図（縮尺25,000分の1）
 - イ 区域図（縮尺2,500分の1）
 - ウ 計画図（縮尺2,500分の1）
 - エ 公図の写し
- (3) 当該計画提案に係る都市計画を定める区域内の環境等への配慮に関する資料（別記様式第3号）

3 省令第13条の4第1項第2号に規定する同意を得たことを証する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該計画提案に係る都市計画の素案の区域（以下「区域」という。）内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）を記載した土地所有者等一覧表（別記様式第4号）
- (2) 借地権を有する者のうち、登記されていない借地権を有するものについては、当該借地権を有することを証する書類
- (3) 当該計画提案に係る都市計画の素案に係る土地所有者等の都市計画同意書（別記様式第5号）

(4) 土地所有者等及び区域内の住民等への説明の経緯に関する資料（別記様式第 6 号）

4 省令第 13 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する計画提案を行うことができる者であることを証する書類は、提案資格申出書（別記様式第 7 号）によるものとする。

（資料の提出）

第 3 条 提案者は、前条に掲げる図書のほか、次に掲げる資料を提出するものとする。

(1) 区域の周辺地域の住民等への説明の経緯に関する資料（別記様式第 8 号）

(2) 区域の周辺地域の環境等への配慮に関する資料（別記様式第 9 号）

(3) その他当該計画提案の内容の説明に必要な資料

（提案の取下げ）

第 4 条 提案者は、計画提案を取り下げるときは、計画提案取下書（別記様式第 10 号）により行うものとする。

（提案者に対する協力要請）

第 5 条 町長は、提案者に対し、第 2 条及び第 3 条に掲げる図書以外の書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

（その他）

第 6 条 この規則の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。